

審 査 基 準

令和7年6月28日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準： 法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」第13及び第25を参照すること。